

Togo Central

土地区画整理組合だより

東郷中央

2020.1

No. 16



【建設中のららぽーと】

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

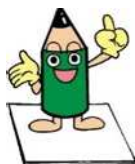
平素は、組合事業に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年11月30日の総会では、役員任期満了に伴う選挙を実施したところ、理事12人、監事3人をご選任いただき、まことにありがとうございました。総会後の役員会における理事の互選により引き続き、私、近藤教文が理事長に就任いたしました。気持ちを新たに役員一同、早期事業完了に向け一層努力していきたく思いますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

さて、今年度業務としては、役員選挙に続き、現総代の任期満了に伴う総代選挙も控えております。年明け早々より準備を始め、2月22日(土)での選挙実施を考えております。日にちが近くなりましたら、あらためて通知させていただきます。

工事、移転補償等の事業につきましては、令和2年秋頃に「(仮称)ららぽーと愛知東郷町」の開業を控え、鋭意、工事進捗を図っております。まだ課題も残されていますが、全力で事業推進に取り組んでまいりますので、ご支援くださるよう重ねてお願い致します。

理事長 近藤 教文



第2回総会の開催結果

平成26年12月13日の第1回総会（設立総会）以来、組合を代表して事業を執行していただきました理事・監事の任期が令和元年12月21日に満了となるため、次のとおり第2回総会を開催し、役員を選挙を行いました。その結果、次の方々が役員に決まりました。任期は、令和元年12月22日から5年間です。

【開催日時】令和元年11月30日（土）10:00～10:28

【開催場所】イーストプラザいこまい館 多目的室

【議決事項】役員を選挙（選任）について

理事（12人）		監事（3人）	
近藤教文	石川道弘	小島秋義	石川孔彦
小野田俊博	石川泰司	近藤伸次	磯村敏文
小野田哲也	石川儀金	近藤俊也	近藤和正
石川志郎	小野田実	近藤常之	



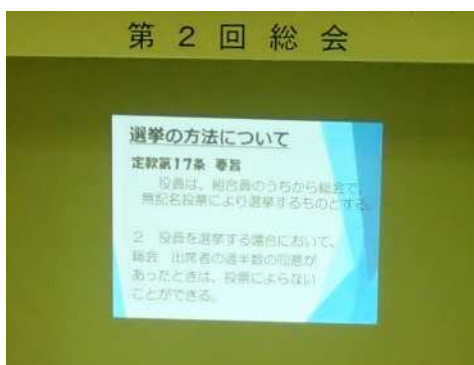
【井俣町長より祝辞】



【野々山議長】



【近藤理事長挨拶】



第2回総会

選挙の方法について

定款第17条 委員
委員は、組合員のうちから総会で、無記名投票により選挙するものとする。

2 役員を選挙する場合において、総会出席者の過半数の同意があったときは、投票によらないことができる。



【新役員の紹介の様子】



総代選挙について

総代は、組合事業について総会に代わる総代会における議決権を持っています。当組合の総代定数は36人です。役員任期満了に続き、令和2年3月8日には現総代の任期が満了となります。組合では次の日程により総代選挙を予定しています。

記

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 選挙の期日 | 令和2年2月22日（土） |
| 2 選挙場 | 組合事務所 |
| 3 投票時間 | 午前9時30分から午前11時30分まで |
| 4 選挙すべき総代の数 | 36人 |



建物等移転について

建物等移転は、平成27年度以降の契約件数が100件を超え、進捗率としましては約80%となりました。換地の早期造成に努めると共に、さらなる進捗を図ってまいります。工事区域にかかる物件等所有者の皆様には随時、ご説明や補償契約を進めてまいります。工事現場状況、関係機関協議等さまざまな事情により、工事工程等において十分な説明に至らないケースも生じています。課題等を解消しながら、できる限り移転にご協力が得られやすい説明に努めてまいりますので、ご協力くださるようお願い致します。



電柱建柱への協力をお願いします。



本地区への電気供給のため、中部電力株式会社またはN T T西日本株式会社が建柱計画を策定し、宅地造成工事の進捗に応じて建柱工事を進めています。電柱は、基本的に宅地内に建柱されます。同2社より、建柱のお願いがありましたら、ご協力くださるようお願い致します。

なお、名古屋春木線は無電柱化の計画です。また、歩道がある路線については、歩道に建柱されます。

仮換地証明等の発行手数料について



仮換地の指定から県知事による換地処分（本換地）が行われるまでの間、土地売買、建築行為等を行う場合には**仮換地証明書**や**敷地該当地証明書**が必要になります。証明書を必要とされる方は、組合へお申し出ください。なお、証明書の交付申請には印鑑（認印）が必要です。代理人による申請は、土地所有者の委任状（組合指定様式）が必要となります。

発行手数料は次表のとおりです。



【手数料を徴収する事務の種別及び料金】

種 別	基本料金	追加料金	摘 要
仮換地証明	1画地 500円	1画地ごとに 500円	本人又は代理人 ※代理人は本人の委任状が必要
敷地該当地証明	1画地 500円	1画地ごとに 500円	本人又は代理人 ※代理人は本人の委任状が必要
保留地証明	1画地 500円	1画地ごとに 500円	
その他証明・承認	1件 500円	1件増ごとに 500円	
各種図面等コピー	1件(1枚)100円	1件(1枚)増ごとに 100円	A3まで

注1) 証明の形式をもっていなくても、文書をもって事実を証するものは、すべて証明とみなします。

注2) 証明等は本人申請を原則とします。代理人により申請する場合は、本人からの委任状が必要です。（委任状は組合指定様式とします。）

注3) 国又は地方公共団体など公共性の高い団体等からの手数料は徴収しません。

注4) 上記のほか、証明等の手数料について必要な事項は、理事会にはかり理事長が定めます。

仮換地変更等に係る個人負担について

【仮換地分筆等計算費用（杭設置及び撤去費用は含まない）】

種 別	基本料金	追加料金（税別）	摘 要
従前地	分筆1件 8,000円	分筆1筆増ごとに1,000円	仮換地指定変更を伴わないもの
	合筆1件 7,000円	合筆1筆増ごとに1,000円	
仮換地	1件（1筆2分割） 19,000円	分筆1筆増ごとに3,000円	従前地分筆計算費用を含む
	1件（2筆→1筆） 13,000円	合筆1筆増ごとに2,000円	
	1件（2筆2分割） 29,000円	分筆1筆増ごとに3,000円	従前地分筆計算費用を含む
合筆1筆増ごとに2,000円			

種 別		基本料金	追加料金 (税別)	摘 要
保 留 地	分 筆	1 件 (1 筆 2 分割) 11,000 円	分筆 1 筆増ごとに 2,000 円	
	合 筆	1 件 (2 筆→1 筆) 8,000 円	合筆 1 筆増ごとに 2,000 円	
	分合筆	1 件 (2 筆 2 分割) 16,000 円	分筆 1 筆増ごとに 2,000 円	
合筆 1 筆増ごとに 2,000 円				
事務手数料		1 申請 500 円		非課税

注 1) 消費税相当額は別途。

注 2) 新旧対照表及び仮換地分割図作成を含む。

注 3) 従前地の分筆登記に関する費用は含まない。

注 4) 杭設置及び撤去費用は含まない。

【仮換地の分筆、合筆等により増加する杭の測量設置又は撤去費用】

種 別		基本料金	追加料金 (税別)	摘 要
確 定 測 量 前	木杭の測量設置	26,000 円	1 本当たり 10,000 円	
	永久杭の設置		1 本当たり 11,000 円	永久杭は事業進捗の 状況に応じて設置
	永久杭の撤去		1 本当たり 9,000 円	

注 1) 消費税相当額は別途。

注 2) 基本料金には作業前準備、交通費を含む。

注 3) 仮換地の分割に伴うもの以外で杭設置の必要がある場合は、別途組合にお問い合わせください。

【算定例：仮換地 1 筆を 2 筆に分割する場合にかかる費用】

(1) 仮換地分筆計算費用

1 筆 2 分割 **20,900 円** ← (19,000 円 × 1.10)

(2) 測量杭の設置費用

基本料金 28,600 円 ← (26,000 円 × 1.10)

木杭 2 本 22,000 円 ← (10,000 円/本 × 1.10 × 2 本)

永久杭 2 本 24,200 円 ← (11,000 円/本 × 1.10 × 2 本)

小計 **95,700 円**

(3) 事務手数料 組合手数料 **500 円**

(4) 費用合計

(1)+(2)+(3) **96,200 円**

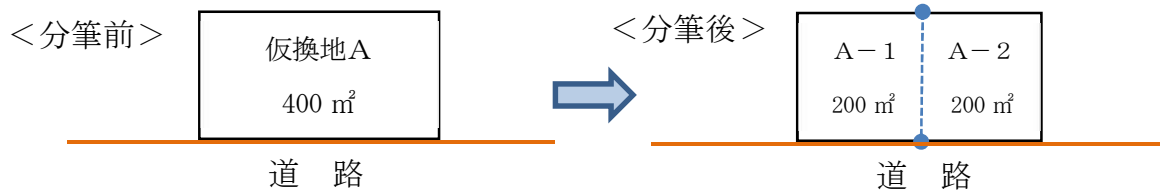


《留意事項》

(1) 確定測量前は木杭（仮杭）で境界を明示します。

※確定測量後に分割する場合は、この費用は**不要**となります。

(2) 組合が確定測量を実施した際に木杭から永久杭に置きかえます。





権利異動、建築行為届出のお願い



1) 土地の権利などを異動するとき（定款第84条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次の場合は、必ず組合へ届出してくださいをお願いします。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等により所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、小作権、その他の権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬を訂正したとき
- 5 住所を変更したとき

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第76条）

建築行為など次のことを行う場合は、東郷町長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t以上)をたい積するとき
- 3 看板等を設置するとき



ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ。

〒470-0162 愛知郡東郷町大字春木字北反田 1424 番地 1

TEL : 0561-76-1720 FAX : 0561-76-1722

メールアドレス [togochuo.kukaku1720@](mailto:togochuo.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp)

[sage.ocn.ne.jp](mailto:togochuo.kukaku1720@sage.ocn.ne.jp)

❖月～金 午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）

土日祝日はお休みです。



【名古屋春木線歩道インターロッキング舗装】



【町道和合・春木線改良工事】